



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和 5 年 3 月 2 8 日

尻別川の水災害に備えて流域治水を推進

～第 5 回尻別川流域治水協議会を書面により開催します～

尻別川流域治水協議会は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進することを目的としております。

この度、尻別川流域治水プロジェクトを更新し、流域治水推進のさらなる推進に向け、第 5 回尻別川流域治水協議会を書面により開催しますので、お知らせします。

記

<第 5 回 尻別川流域治水協議会>

1. 開催日時

令和 5 年 3 月 2 9 日（水）

2. 場所

書面開催

3. 協議会の構成員

北海道開発局小樽開発建設部長、北海道後志総合振興局長、後志森林管理署長、蘭越町長、ニセコ町長、真狩村長、留寿都村長、喜茂別町長、京極町長、倶知安町長、森林整備センター北海道水源林整備事務所長、札幌管区気象台気象防災部長（順不同）

4. 議事（予定）

- （１）尻別川流域治水協議会の規約改定（案）について
- （２）これまでの経緯と今後の進め方について

- (3) 尻別川流域治水プロジェクト住民意見を聞く取組
- (4) 水害リスクマップについて
- (5) 尻別川流域治水プロジェクト更新について
- (6) 流域治水施策集

5. その他

協議会資料は小樽開発建設部ホームページに掲載する予定です。

(参考) 小樽開発建設部ホームページ 尻別川流域治水協議会

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/koumu/a8pgkh00000091yp.html>



【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

工務課 課長 かねた ひさし 金田 尚 (0134-33-0525) (直通)

工務課 課長補佐 まつもと しょうじ 松本 勝治 (0134-23-5195) (直通)

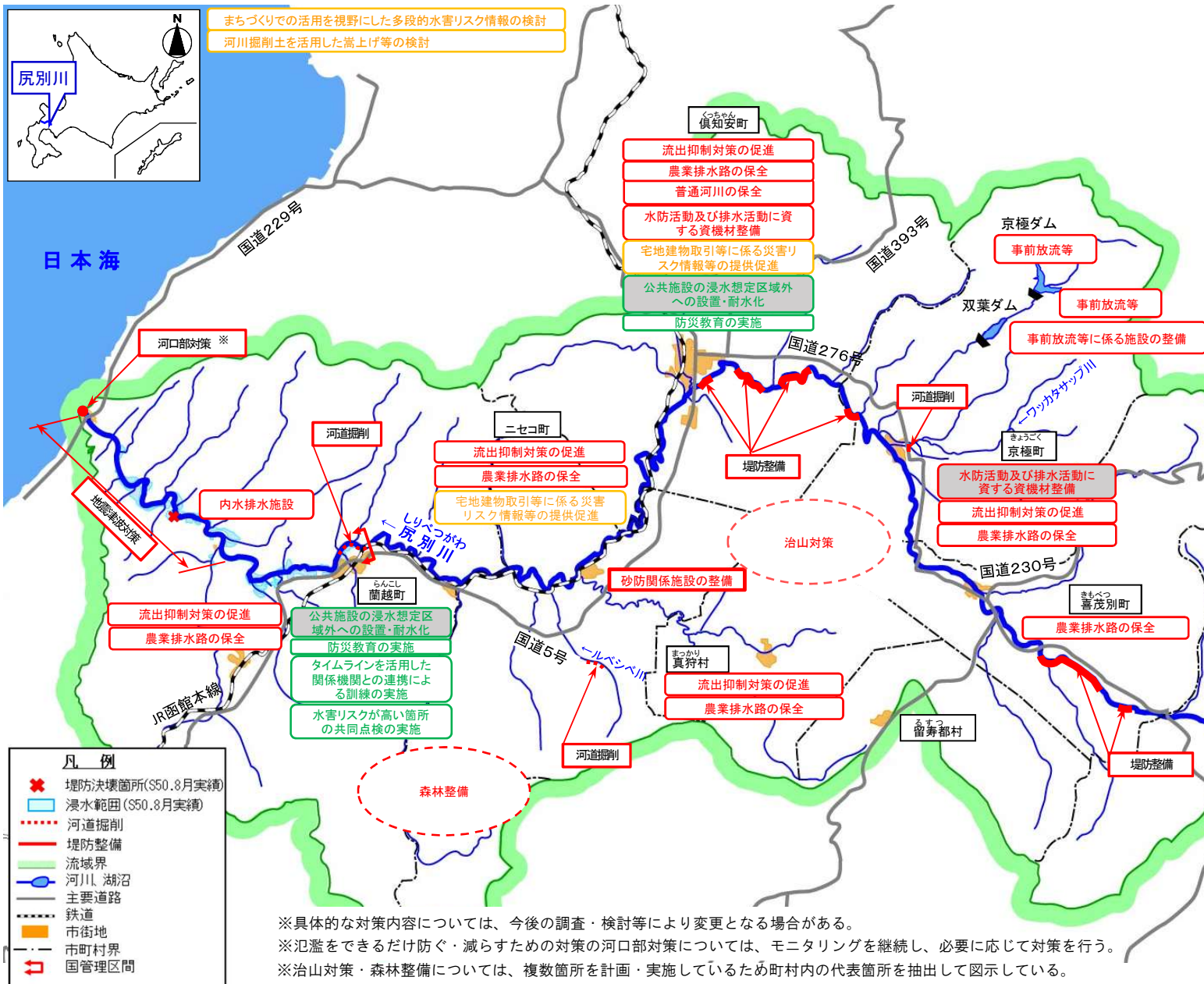


小樽開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>

尻別川流域治水プロジェクト【位置図】

～国際リゾート地“ニセコ”観光圏エリアの魅力と暮らしを守る治水対策の推進～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、尻別川水系においても、我が国における有数の国際リゾート地であり、清流尻別川が育む水稻や馬鈴薯等の農産物の一大生産地である尻別川流域の既設農業施設等の治水活用を含む事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、尻別川の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和50年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



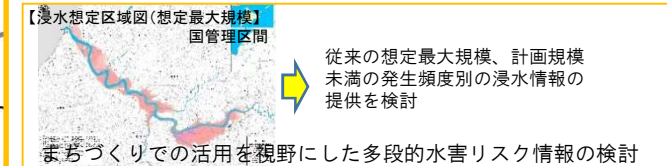
■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防整備、河口部対策、地震津波対策
- ・浸水被害防止対策（内水排水施設、普通河川の保全）
- ・水防活動及び排水活動に資する資機材整備
- ・既存ダム2ダムにおける事前放流等の実施・体制構築（関係者：国、北海道、町、電力会社、土地改良区）
- ・事前放流等に係る施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・森林整備・治山対策
- ・流出抑制対策の促進・農業排水路の保全



■被害対象を減少させるための対策

- ・河川掘削土を活用した嵩上げ等の検討
- ・まちづくりでの活用を視野にした多段階的水害リスク情報の検討
- ・宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進



■被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・公共施設の浸水想定区域外への設置・耐水化
- ・防災教育の実施
- ・タイムラインを活用した関係機関との連携による訓練の実施
- ・水防訓練の実施
- ・水害リスクが高い箇所の共同点検の実施
- ・要配慮者利用施設等における避難確保計画等の作成及び訓練に関する支援・情報共有
- ・水害リスク空白域の解消に向けた取組
- ・防災気象情報の利活用促進



■グリーンインフラの取り組み

詳細次ページ

尻別川流域治水プロジェクト【位置図】

～国際リゾート地“ニセコ”観光圏エリアの魅力と暮らしを守る治水対策の推進～

●グリーンインフラの取り組み 『治水事業と調和した豊かな河川環境の保全・創出』

○尻別川は国土交通省が毎年公表している一級河川の水質現況において、水質が最も良好な河川に平成11年度以降で累計19回選出されている日本有数の清流であり、また流域7町村では、尻別川流域の環境保全のための理念や自治体・住民・事業者の責務を示した「町村の河川環境の保全に関する条例（通称「尻別川統一条例」）」を制定しており、地域住民の環境意識が高い地域である。

○尻別川水系において、魚類や鳥類等の生息・生育・繁殖の場となっている河畔林や水辺環境の保全に向けて、今後概ね10年間で河川環境に配慮した河道整備を実施するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

